

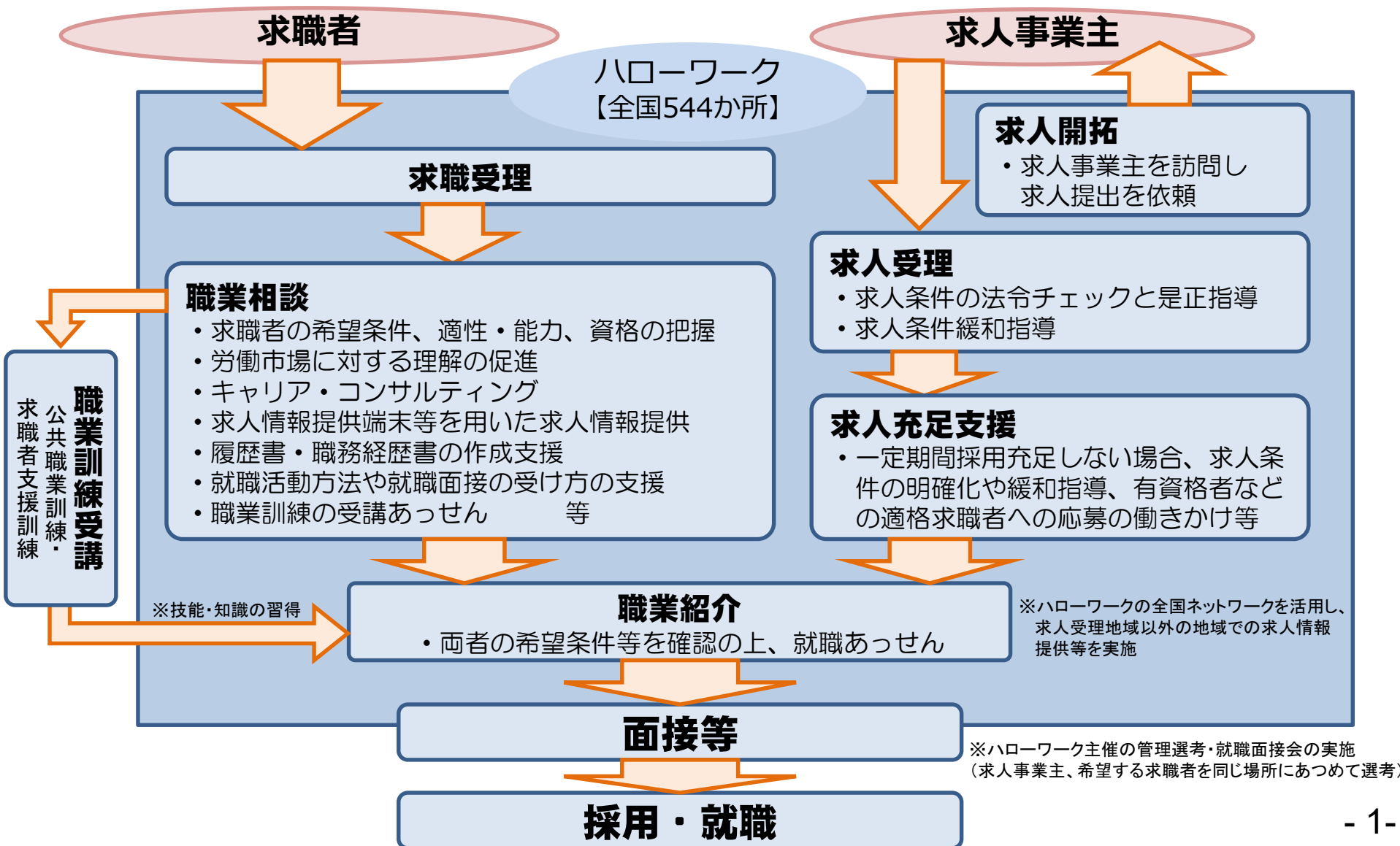
公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

(施策番号V-1-1)

添付資料

ハローワークにおける職業相談・職業紹介の概要

○ ハローワークにおいて、求職者の適性・能力や資格、希望、求人事業主の人材ニーズを踏まえ、きめ細かな職業相談や全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、就職・求人充足を実現。



労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保について

概要

- 派遣労働者、派遣先及び派遣元事業主、職業紹介事業者等に対する制度周知を行い、労働者派遣事業及び職業紹介事業等の適正な運営の確保を図る。
- また、派遣労働者等に対する相談体制の構築を行い、派遣労働者等の雇用の安定を図る。

事業スキーム

- ・ 労働者派遣事業においては、労働者派遣法への正しい理解や、派遣労働者とのトラブル防止・解決等の知識を深めていただくことを目的とし、派遣元事業主及び派遣先等に対し、都道府県労働局主催の周知啓発のための説明会を随時開催する。
- ・ 職業紹介事業についても、改正職業安定法による労働条件明示義務の強化等に伴い、職業紹介事業者等への周知啓発を行い、適正に事業が実施されるよう、都道府県労働局主催の説明会を随時開催する。
- ・ 各都道府県労働局に、需給調整事業専門相談員及び一般相談員（需給調整）を配置し、労働者派遣法の規定や様々な事案に対する派遣元・派遣先事業主及び派遣労働者に対する適正な相談対応・助言を行う。

○取組(例)

- 派遣元事業主等に対するリーフレットの配付
- 事業者に対する説明会等の実施

事業者等への周知啓発の取組

- 労働局間における情報交換等を行うための会議を開催

労働局間の連携・情報交換

- 需給調整専門相談員及び一般相談員（需給調整）の配置

労働者等への相談体制の確保

- 労働者派遣事業適正運営協力員制度の運営

民間協力員との連携体制の強化

労働者派遣事業、
職業紹介事業等の
適正な運営の確保

募集情報等提供事業の適正化について

概要

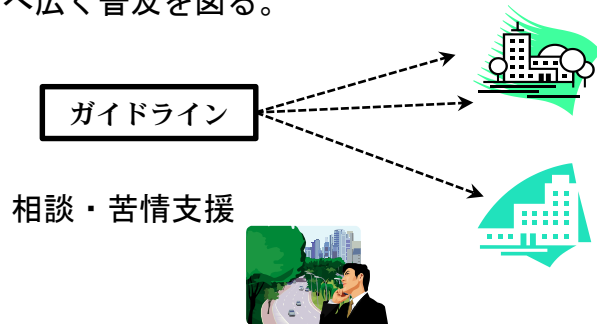
- 労働者の適切な職業選択が行われるためには、労働者の募集に関する情報を求職者等に提供している募集情報等提供事業（求人情報誌、求人サイト等）が適切に運営されることが重要。
 - 平成28年度に募集情報等提供事業者が求人情報の提供に配慮することが望ましい事項等をまとめた、求人情報提供ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を構築。
- 平成30年1月1日の職業安定法の一部改正施行において、募集情報等提供事業が職業安定法に位置づけられ、当該事業者が講ずべき措置が指針に定められた。
 - 平成30年6月1日より、求人メディアがガイドラインに沿った業務運営を行うことを宣言し、求人情報提供の適正化に向けた取組を自ら進める適合メディア宣言を開始。

事業スキーム

- ・ ガイドラインに沿った取組を行うよう募集情報等提供事業者へ周知・啓発のためのセミナーを実施し、理解度確認テストを行うことで理解度を高め、求人情報提供の適正化の裾野を広げる。
- ・ ガイドラインに沿った業務運営を推進するため、募集情報等提供事業者が掲載している求人情報提供の状況についてモニタリングを実施し、その内容についてフォローアップを行う。

○求人情報提供適正化の啓発等

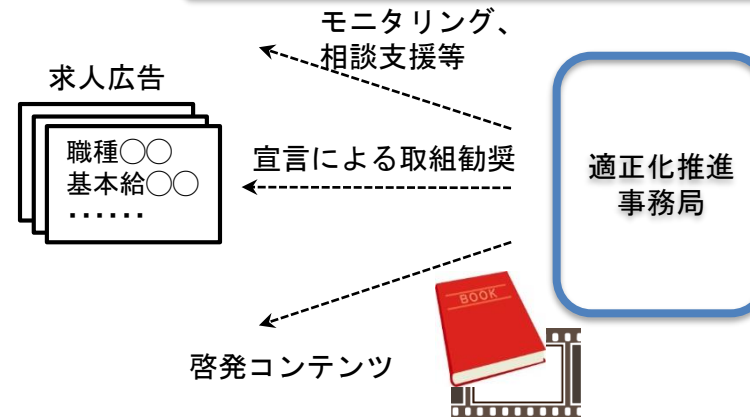
求人メディア業界等に周知し、事業者や募集主へ広く普及を図る。



宣言を行ったメディア

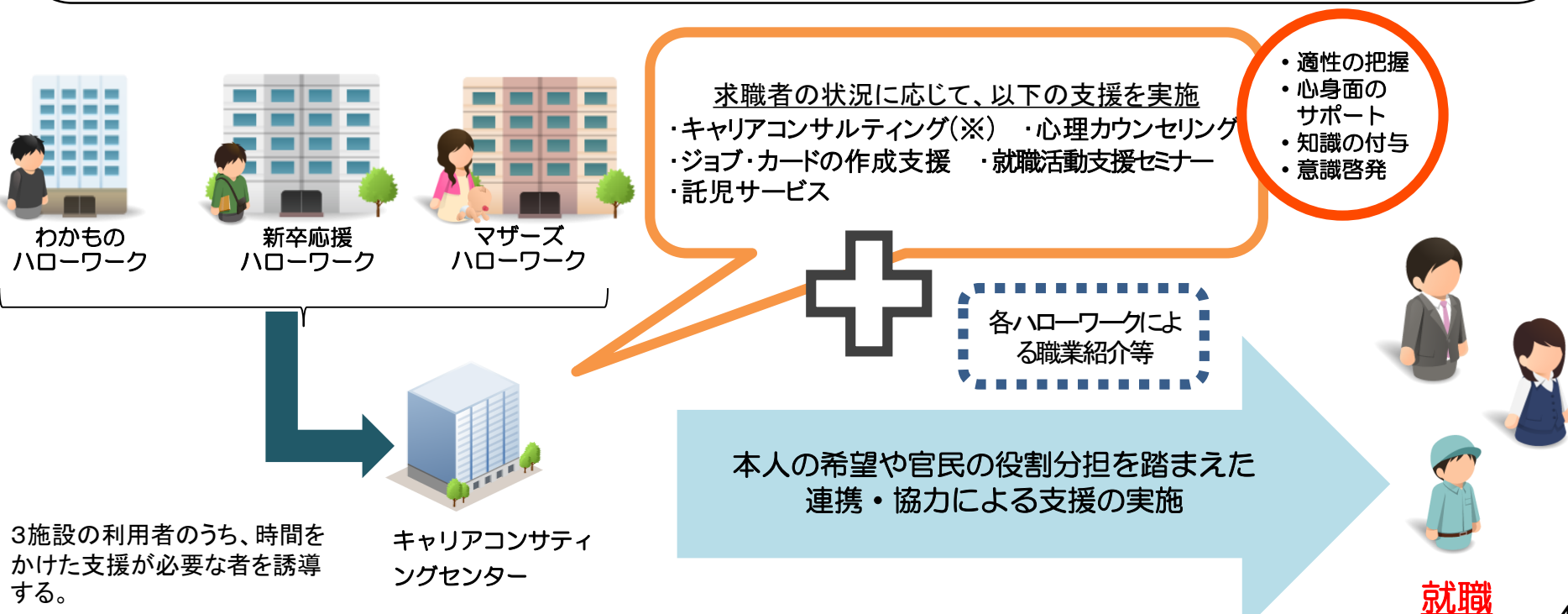


○求人情報提供適正化のフォローアップ



「新卒応援ハローワーク」「わかものハローワーク」「マザーズハローワーク」における求職者セミナー、キャリアコンサルティング等業務

- 長期フリーターや母子家庭の母など、就職困難性の高い求職者を対象としているわかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワークの3施設におけるマッチング機能を強化するため、民間の創意工夫を活用し、今後の就職活動に向け、ジョブ・カードの作成を中心としたキャリアコンサルティングや求職者向けセミナー等を全国3都府県で民間事業者に委託をして実施。
- 具体的には、東京都、愛知県、大阪府のわかものハローワーク（6カ所）に隣接する場所にキャリアコンサルティングセンターを設置し、民間人材ビジネスへの委託による支援を実施。



(※)キャリアコンサルティングについては、平成31年度以降はわかものハローワークにおいて実施